平成27年4月1日 制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構技術相談に関するガイドラインに基づき、石川工業高等専門学校(以下「本校」という。)において、技術相談の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 技術相談とは、企業等における技術的な問題を解決するため、本校の有する研究成果や 技術的知識を広く活用する一時的な相談とし、申込者に対する技術的問題解決に向けての支援、 及び相互の研究開発等の活性化を図るための技術指導・助言や情報交換に限定するものとする。 (技術相談の申込)
- 第3条 技術相談を希望する者は、事前に「技術相談申込書」(様式1)に必要事項を記入し、本校トライアル研究センター(以下「センター」という。)に提出するものとする。

(技術相談の承認)

- 第4条 技術相談の申し込みがあった場合は、校長は教育・研究業務に支障のない範囲で実施することが可能な場合において、技術相談を承認することが出来る。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、承認することが出来ない。
 - (1) 技術保証等のために本校の名称を利用することが目的の場合
 - (2) 技術相談の結果に基づく申込者の事業や活動に、本校が過度の責任を負う場合
 - (3) その他、校長が技術相談を受け入れるべきでないと判断した場合 (技術相談の実施)
- 第5条 前条で承認された技術相談は、センターで「技術相談申込書」の内容を確認し、適切な 担当教員(以下「担当教員」という。)を定め、担当教員へ通知し、技術相談を実施する。
- 2 担当教員が技術相談の経過で成果有体物の提供を行う場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構成果有体物取扱規則(機構規則第119号)に基づき、研究成果有体物提供契約を締結しなければならない。
- 3 担当教員は、技術相談の結果、共同・受託研究、受託試験等を行うこととなった場合は、総 務課に連絡し、契約締結等の必要な手続きを行うものとする。

(技術相談料)

- 第6条 技術相談料は、別表に定める額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、減免することができる。
 - (1) 公的機関からの申し込みの場合は、無料とする。
 - (2) 申込者が、申し込み時において、共同研究等の申請を前提とする旨の意思表示をした場合は、その回の技術相談から無料とする。
 - (3) 申込者が本校技術振興交流会の会員の場合は、2回目以降も無料とする。
 - (4) 申込者が本校技術振興交流会に入会する旨の意思表示をした場合は、無料とする。

- (5) その他、校長が必要と認めた場合は、適宜減免することができる。
- 3 相談場所が学外である場合の交通費,技術相談の経過で分析等に係る費用等については、相談料とは別に徴収するものとする。

(技術相談の報告)

第7条 技術相談を行った担当教員は、「技術相談報告書」(様式2)を作成し、校長に報告する。

附則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

技術相談料金表

相談回数	金額	備考
1回目	無料	
2回目以降	5,400円/時間(消費税込)	同一の技術相談については, 毎回技術相談料を
		徴収する。

- ※ 第6条第2項に該当するものは、減免することができる。
- ※ 技術相談時間については1時間単位とし、その端数については、すべて切り上げた時間とする。